

令和7年度の介護保険料

保険料段階	対象者			年間保険料
	生活保護受給者			
第 1 段階	本人 が市 民税 非課 税	世帯全員 が市民税 非課税	老齢福祉年金受給者	22,800 円
			前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額 の合計が 80.9 万円以下の人	
第 2 段階			前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額 の合計が 80.9 万円超 120 万円以下の人	38,400 円
第 3 段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額 の合計が 120 万円を超える人	54,000 円	
第 4 段階		世帯に市 民税課税 者がいる	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額 の合計が 80.9 万円以下の人	72,000 円
第 5 段階			前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額 の合計が 80.9 万円を超える人	80,400 円
第 6 段階	本人が 市民税課税		前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	97,200 円
第 7 段階			前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円 未満の人	105,600 円
第 8 段階			前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円 未満の人	121,200 円
第 9 段階			前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円 未満の人	136,800 円
第 10段階			前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円 未満の人	153,600 円
第 11段階			前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円 未満の人	169,200 円
第 12段階			前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円 未満の人	186,000 円
第 13段階				

※ 課税年金収入額には、遺族年金や障害年金などの非課税年金の収入額は含まれません。

※ 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額から、租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。なお、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※ その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（年金雑所得）を控除した金額です。

※ 第1段階から第3段階の保険料は公費負担により、保険料が軽減されています。

※ 世帯の構成については、毎年4月1日時点の住民票上の世帯を基準にしています。ただし、4月2日以降に65歳になる人は誕生日の前日、他の市区町村から転入した人は転入日時点の世帯を基準とします。

※ 年度途中で65歳になる人は65歳の誕生日の前日の属する月から、転入した人は転入日の属する月から、年額介護保険料を月割で計算した額となります。